

令和 2 年度藤井寺市教科用図書採択に係る
調 査 報 告 書

令和 5 年 3 月 2 9 日

藤井寺市教科書採択に係る第三者委員会

目 次

第1 調査の趣旨・目的等.....	3
第2 本委員会の構成.....	3
第3 調査対象及び経過.....	3
1 調査対象	3
2 調査の経緯、本委員会の開催.....	4
3 資料調査及びヒアリング.....	4
4 その他	5
5 略語表記	5
第4 教科用図書採択の手続の概要.....	6
1 教育委員会について.....	6
2 教科用図書の採択手続について.....	8
第5 認定事実	12
1 令和2年度教科用図書採択手続について.....	12
2 大日本図書社員と選定委員及び教育委員等との接触.....	19
第6 藤井寺市教科用図書採択手続きに与えた影響と評価.....	26
第7 提言（再発防止策など）	27
1 要因分析	27
2 意識改革の取組み.....	28
3 記録の保存	32
4 リスク顕在化を防止するための仕組み.....	33
第8 最後に（信頼される教科用図書採択手続きとするために）	36

第1 調査の趣旨・目的等

- 1 藤井寺市教科書採択に係る第三者委員会（以下「本委員会」という。）は、令和2年度に実施した藤井寺市立中学校教科用図書採択に係る事件（以下「本事件」という。）について調査することにより、その原因を究明し、再発防止策を講じるとともに教科用図書採択の公正性の確保を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4の第3項の規定に基づき設置された諮問機関である。

本委員会の目的は、主に、(1)本事件の実態把握及び原因究明に関すること、(2)再発防止策に関することについて、中立公正な立場で独立して調査、検証及び審議を行うことによって、適法かつ適正な行政事務の執行を確保することにある。他方、特定の者の民事上、刑事上の責任の有無又は所在を追及すること自体を目的とするものではない。

- 2 本事件に関し、令和2年度教科用図書採択に関与した藤井寺市立中学校の元校長が、教科書会社に便宜を図った見返りに現金を受け取ったなどとして加重収賄罪の有罪判決を受け、教科書会社元役員及び従業員には贈賄罪の略式命令が下されている。

以上の経過を経て、数学科・保健体育科の中学校教科用図書は、令和5年1月6日開催の臨時教育委員会において採択替えを行う旨の決議が行われ、その後、同年2月24日開催の臨時教育委員会において新たな教科用図書が採択された。

また、当時、教科用図書採択に関与した教育委員のうち2名が、教科書会社社員との接触の事実を認め、令和5年2月15日付で辞職する事態となっている。

本事件は、藤井寺市教育行政の信頼に関わる問題であり、本事件の実態を把握し、今後の関係者の法令遵守、また、教科用図書採択手続きに係る公正性、透明性の確保に向けた取り組みは急務である。

第2 本委員会の構成

本事件の調査に当たった第三者委員会の委員の地位、氏名及び役職は以下のとおりであり、各委員は、本事件との直接の利害関係を有さない。

委員長 畠 田 健 治（弁護士、ミネルヴァ法律事務所）

副委員長 高 根 雅 啓（大阪公立大学教授）

委 員 東 尚 吾（弁護士、山口法律会計事務所）

第3 調査対象及び経過

1 調査対象

本事件の調査対象は、令和2年度実施の藤井寺市立中学校教科用図書採択に係る一連の手続きに関与した者と教科書会社との接触内容及び当時の採択手続き全般である。また、令和元年度以前の教科用図書採択手続きは対象ではないが、必要に応じて、必要な範囲で、以前の教科用図書採択に係る手続きについても調査を実施した。

2 調査の経緯、本委員会の開催

- 令和4年11月4日 教科用図書採択に係る贈収賄事件報道を受け、藤井寺市教育委員会教育長らが記者会見を実施し、調査チーム発足の方針を示す。
- 令和4年12月20日 藤井寺市議会「藤井寺市教科書採択に係る第三者委員会設置条例」可決
- 令和4年12月23日 第1回本委員会開催
- 令和5年1月10日 第2回本委員会開催
- 令和5年3月22日 第3回本委員会開催
- 令和5年3月29日 第4回本委員会開催
- その他、随時、委員間の打合せ、また、次項記載のヒアリング等を実施した。

3 資料調査及びヒアリング

当時の採択手続きに関連する資料調査のほか、必要と認める範囲で、当時の関係者に対するヒアリングを実施した。ヒアリング対象者は以下のとおりである（肩書は、令和2年度当時のものである）。なお、対象者の都合により、一部、書面による質問及び回答による調査を実施しており、下記対象者には、書面回答による者も含むものである。

藤井寺市教育委員会教育長（1名）

藤井寺市教育委員会教育委員（4名）

令和2年度藤井寺市立中学校教科用図書選定委員会委員（8名）

同選定委員会事務局職員（2名）

調査員（元調査員含む）（5名）

大日本図書株式会社元役員（1名）

同社従業員（1名）

また、当時、上記選定委員会委員であった元校長については複数回、ヒアリングへの協力を求めたものの、実施には至らなかった。

その他、大日本図書株式会社に対しては、元校長等と教科書会社社員との当時のやり取りに関する証拠資料の提供を求め、関連資料の収集に努めた（もっとも、提供された資料は一部に留まる）。

なお、大日本図書株式会社は、弁護士を中心に構成された特別調査委員会を設置し、令和5年1月25日、同委員会による調査報告書を公表し、他自治体の事案とともに、藤井寺市事案として大日本図書株式会社社員と教科書採択関係者との接触の経緯等につき調査結果を明らかにしている。また、同社特別調査委員会は、同年2月14日付で更正報告書、さらに、同月16日付で追加調査報告書を公表し、藤井寺市事案についても大日本図書社員と教育委員の接触について追加の認定事実を示した。

4 その他

本調査にあたっては、日本弁護士連合会策定の「地方公共団体における第三者調査員会調査等指針」に基本的に準拠しているが、本委員会がヒアリング調査等により独自に得た情報の取扱いについては、藤井寺市教育委員会と協議のうえ、本委員会の中立性、独立性を保持する観点から、本委員会に帰属することを確認した。

また、本調査には強制力はなく、調査対象者の任意の協力によって実施し得るところ、上記のとおり、本事件のキーパーソンである元校長のヒアリングは実現しなかった。このように、一部、ヒアリングや資料提供について協力が得られず、実態の詳細な把握には多くの制約があった。

5 略語表記

既出の用語も含め、適宜、以下の略語を用いた。

用 語	略 称
藤井寺市教科書採択に係る第三者委員会	本委員会
令和2年度に実施した藤井寺市立中学校教科用図書採択に係る事件	本事件
地方自治法（昭和22年法律第67号）	地自法
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）	地教行法
義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和28年法律第182号）	無償措置法
藤井寺市立学校教科用図書選定委員会規則（平成13年3月31日教育委員会規則第1号）	選定委員会規則
「教科書採択における公正確保の徹底等について」（文部科学省初等中等教育局長通知、元文科初第1807号、令和2年3月27日付）	元文科初第1807号通知
大日本図書株式会社	大日本図書

第4 教科用図書採択の手続の概要

1 教育委員会について

(1) 法令の定め

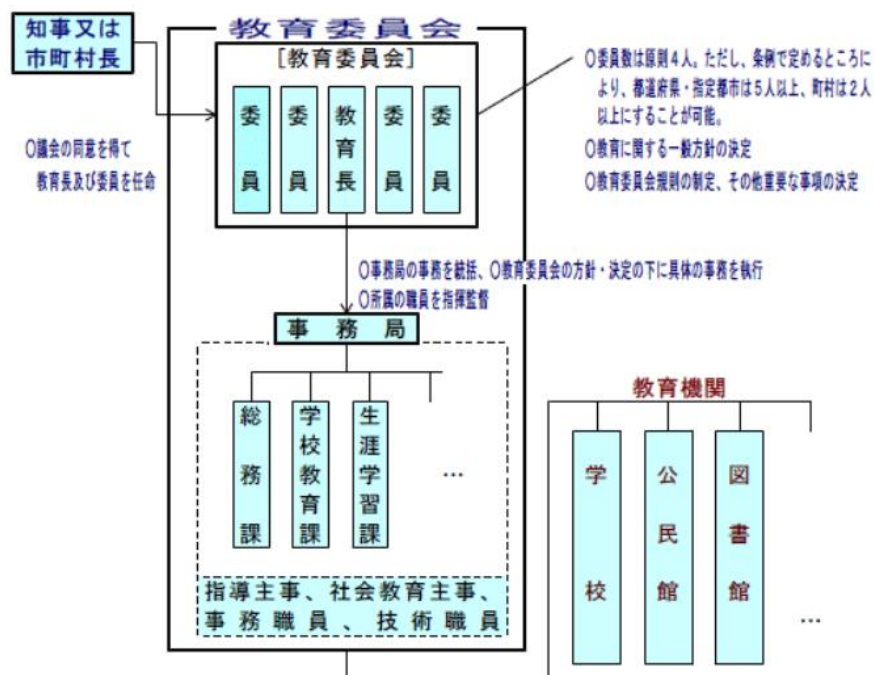
地教行法は、基本理念として、「地方公共団体における教育行政は、教育基本法（平成十八年法律第二十号）の趣旨にのっとり、教育の機会均等、教育水準の維持向上及び地域の実情に応じた教育の振興が図られるよう、国との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。」（1条の2）と定める。

地方公共団体における教育行政を担うのは、各地方公共団体におかれる教育委員会である。

教育委員会は、執行機関の一つとして（地自法180条の5）、首長とは独立して、自らの判断と責任において事務を管理し執行するものであり（同法138条の2）、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編成、教育課程、教科書その他の教材の取扱及び教育職員の身分取扱に関する事務を行い、並びに社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理しこれを執行する（同法180条の8）。

都道府県や市町村等に設置される教育委員会の具体的職務権限は、地教行法21条に列举されており、そのなかに、「教科書その他の教材の取扱いに関する事」（同条6号）も含まれる。

【教育委員会組織のイメージ】



（文部科学省 HP「教育委員会制度について」より）

教育委員会は、教育長及び教育委員 4 名で組織される（地教行法 3 条）。

教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する（地教行法 4 条 1 項）。教育委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する（同条 2 項）。なお、教育委員の任命については、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならない（同条 5 項）。

教育長の任期は 3 年、教育委員の任期は 4 年であり、いずれも再任が可能である（同条 5 項）。教育長は常勤職員であるのに対し、教育委員は非常勤職員である（地教行法 11 条 4 項、同法 12 条 2 項）。

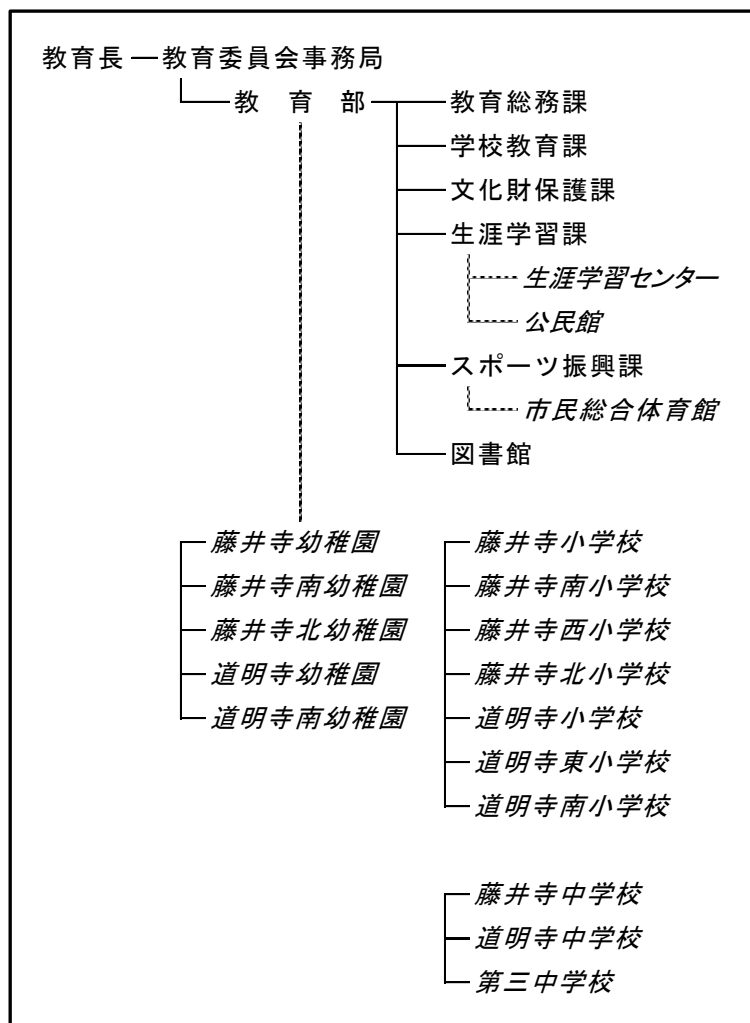
そして、教育委員会の権限に属する事務を処理させるため、教育委員会に事務局が置かれる（地教行法 17 条）。

(2) 藤井寺市教育委員会の組織

藤井寺市教育委員会は、教育長及び 4 名の教育委員からなる。

また、藤井寺市教育委員会の令和 2 年度の組織機構は以下のとおりであり、藤井寺市は市立小学校 7 校、市立中学校 3 校を設置する。

【藤井寺市教育委員会の組織機構】



(藤井寺市組織機構図より)

2 教科用図書の採択手続について

(1) 法令の定め

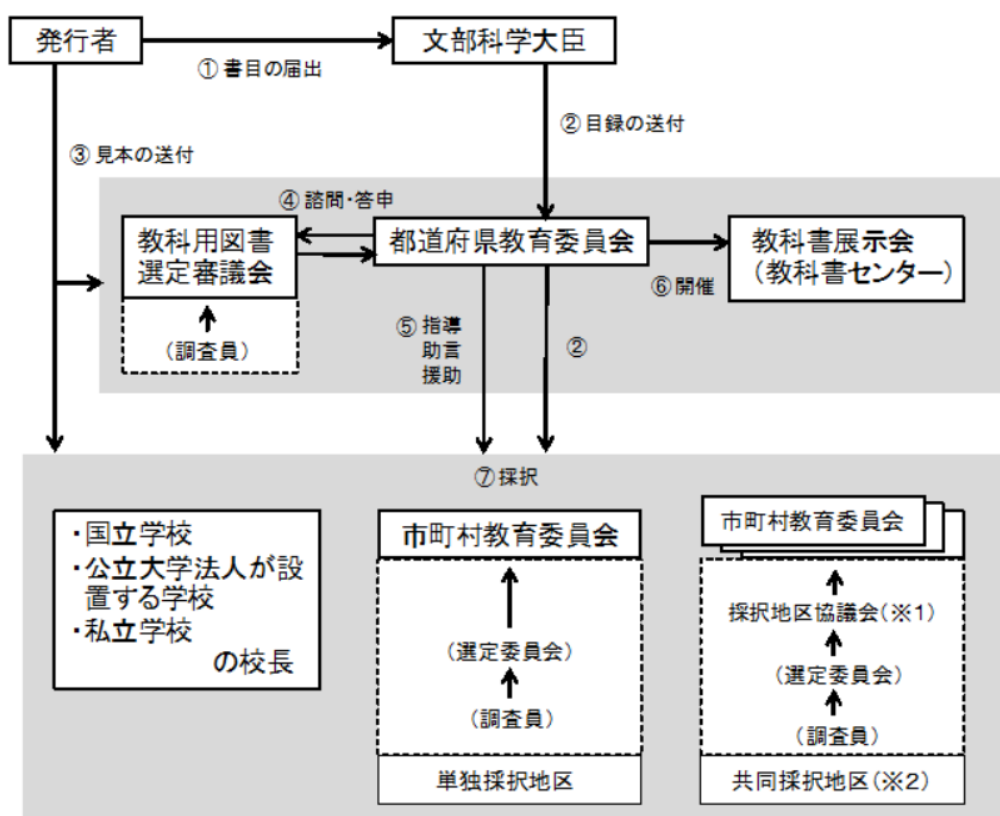
小学校、中学校等で使用される教科用図書は文部科学大臣による検定を経た教科用図書を使用しなければならない（学校教育法34条、49条等）。文部科学大臣の検定は、教科用図書検定調査審議会における調査審議、答申を経て行われる。また、無償措置法は、小学校、中学校等の義務教育諸学校の教科用図書を無償給付することを定める。

無償措置法は教科用図書の採択手続きを定め、まず、都道府県の教育委員会は、義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、教科用図書の研究に関し、計画し、及び実施するとともに、採択権者である市町村教育委員会等に対し、適切な指導、助言又は援助を行う（無償措置法10条）。なお、都道府県の教育委員会が、指導、助言又は援助を行おうとする場合は、あらかじめ教科用図書選定審議会の意

見を聴かなければならない（無償措置法11条）。

そして市町村教育委員会は、都道府県教育委員会の指導、助言又は援助を受け、教科用図書を採択する。採択を単独で行う場合もあれば、共同採択地区を設ける場合もある。大阪府における採択地区は計41地区あり¹、藤井寺市は、市単独で採択手続きを行っている。

【教科用図書採択手続きの流れ】



※1 採択地区協議会は法令上設けなければならないもの。括弧書きの組織等は任意的に設けられるもの。

※2 共同採択地区は、2以上の市町村から構成される採択地区である。

（出典 文部科学省ホームページ「義務教育諸学校用図書の採択の仕組み」より）

(2) 藤井寺市における教科用図書の採択事務

各市町村教育委員会における具体的な採択事務については、法律上定めはなく、各教育委員会に委ねられる。

藤井寺市は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和42年藤井寺市条例第19号）

¹ 大阪府ホームページ「教科書の採択」より

<https://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/saitaku/index.html>

第3条の規定に基づき、藤井寺市立学校教科用図書選定委員会を設置し、その具体的な組織、運営その他必要な事項について、選定委員会規則で定める。

藤井寺市立学校教科用図書選定委員会は、藤井寺市教育委員会の諮問に応じて担当事務について調査審議し、意見を答申する（同規則2条）。

そして、委員は9名以内で構成され、①教育委員会事務局職員、②市立小中学校の校長及び教頭、③市立小中学校に在籍する児童又は生徒の保護者、④学識経験を有する者、のうちから、教育委員会が委嘱し、任命する（同規則3条1項）。なお、教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、委員となることができない（同条3項）。

さらに、選定委員会は、必要な調査研究を行うために調査員を置くことができ、人数を各種目ごとに定め、教育委員会事務局職員並びに市立小中学校の校長、教頭及び教諭のうちから教育委員会が任命する（同規則7条）。そして、教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、調査員となることができない（同規則7条4項、3条3項）。

そのほか、運営に必要な事項については、別途、藤井寺市立学校教科用図書選定委員会運営要領を定める。運営要領1項は、選定委員会の役割として、教科用図書選定に関する調査及び研究を行い、その選定に関して教育委員会に意見を具申すると定める。調査員については、該当教科について優れた専門的知識を有する者を調査員に任命すること（要領3項（1））、調査員は、採択が適切に行われるために、大阪府教育委員会が作成する教科用図書選定資料を活用して、種目ごとに必要な調査研究を行い、資料を付して選定委員会に報告するものとする（要領3項（4））、と定められる。

なお、選定委員会の会議には、教育長、指導主事²が助言者として出席するものとする、とされる（要領4項（3））。

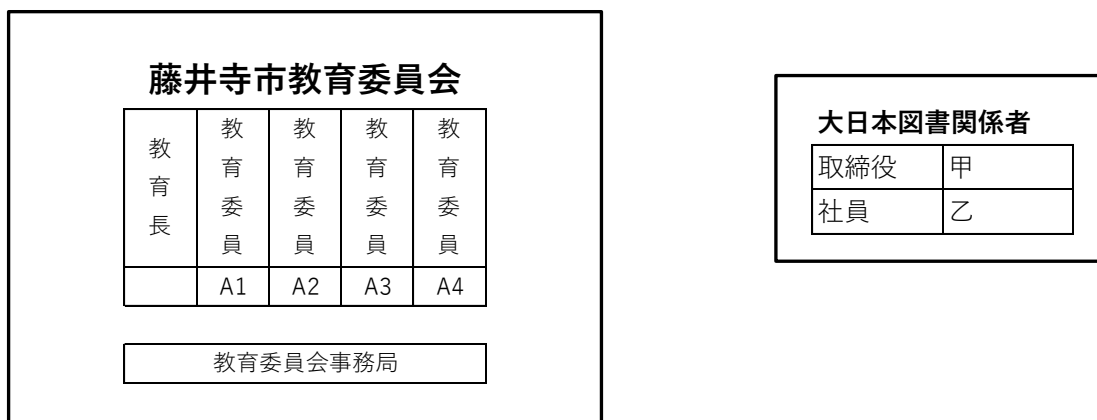
具体的な調査員の任務等は、令和2年度藤井寺市立中学校教科用図書調査要領が策定されており、調査員は「令和3年度使用の中学校教科用図書を調査し、所定の形式によりそれぞれの特徴を明らかにした審議用答申資料を作成して、選定委員会に提出する（要領2（4））、「教科用図書採択関係者は、特に採択の公正確保を期すこと。」（要領4）と定められている。

このように、藤井寺市教科用図書採択手続きにおいては、調査員による調査報告を踏まえて選定委員会において調査審議のうえ、教育委員会に答申する、という流れとなる。

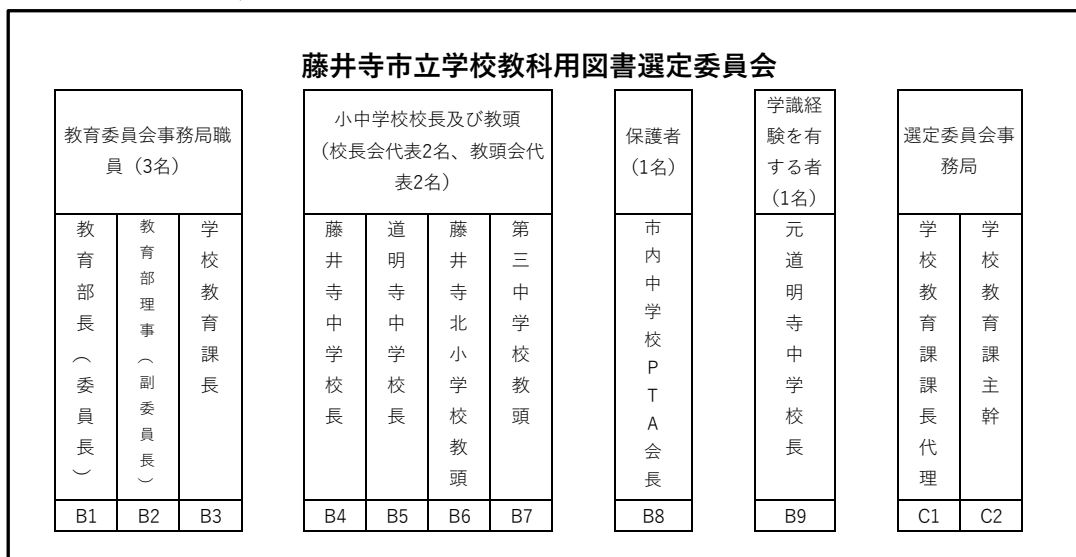
² 指導主事とは、教育委員会の事務局に置かれる専門的職員の一種であり（地教行法18条1項、2項）、上司の命を受け、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する（同条3項）。そして、指導主事は、教育に関し識見を有し、かつ、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項について教養と経験がある者でなければならない（同条4項）とされる。

【令和２年度藤井寺市立中学校用図書採択に係る関係者一覧】

役職等は、いずれも令和２年度当時のものである。



諮問 調査研究を踏まえた答申



報告（調査資料の作成、提出）

調査員（３７名）

国語３名、書写３名、歴史・公民４名、地理・地図３名、数学３名、理科３名、音楽２名、美術２名、家庭科２名、技術２名、保健体育３名、英語３名、道徳４名

世話役指導主事（C2 他） ヒアリング対象者

数学科調査員	D1
理科調査員	D2
保健体育調査員	D3
保健体育調査員	D4
元（※）理科調査員	D5

（※ 令和元年度小学校用図書採択手続時）

第5 認定事実

本委員会が収集した資料から認定できる事実は、以下のとおりである。なお、本調査においては、本事件のキーパーソンであるB4の聴取が実現しなかったことにより、B4とその他関係者間のやり取り、選定委員会の審議状況を正確に把握するには至らず、また、大日本図書株式会社における特別調査委員会作成の報告書のうち、B4に関連する記載部分に係る認識を確認することもできなかったため、認定できる事実には制約があった。

また、本委員会が認定した事実は、関係者の聴取結果その他資料等を総合的に考慮したうえで認定したものであり、特定の聴取対象者から得た聴取結果とは一致しない部分がある。特に、そういう部分については聴取結果を記載しつつ認定理由の詳細を記載すべきではあるが、聴取結果秘匿の観点から、その詳細を記載することができないことも申し添える。

1 令和2年度教科用図書採択手続について

(1) 第1回教育委員会会議

令和2年4月21日、同年度第1回教育委員会会議が、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面方式にて開催された。書面裁決者は、教育長及び教育委員4名であった。

教育委員に対しては、以下資料を含む配付資料が提供されるとともに、令和3年度に使用する市立中学校教科用図書の採択に向けた手続や日程の確認とともに、選定委員会に対する諮問案が承認された。

【主な配付資料】

ア 元文科初第1807号通知

イ 「令和3年度使用教科書の採択事務処理について」（文部科学省初等中等教育局教科書課長通知、元初教科第39号、令和2年3月27日付）

ウ 教科書採択の予定

エ 令和2年度藤井寺市立学校教科用図書選定委員名簿

オ 令和3年度使用教科用図書の採択について（諮問）（案）及び別紙教科書会社一覧

カ 令和2年度教科用図書採択事務日程

なお、候補となる教科書会社一覧は以下のとおりであった。

教科 (種目)	教科書会社						
国語	東京書籍	三省堂	教育出版	光村図書			
書写	東京書籍	三省堂	教育出版	光村図書			
地理	東京書籍	教育出版	帝国書院	日本文教			

歴 史	東京書籍	教育出版	帝国書院	山川出版社	日本文教	育鵬社	学び舎
公 民	東京書籍	教育出版	帝国書院	日本文教	自由社	育鵬社	
地 図	東京書籍	帝国書院					
数 学	東京書籍	大日本図書	学校図書	教育出版	啓林館	数研出版	日本文教
理 科	東京書籍	大日本図書	学校図書	教育出版	啓林館		
音 楽	教育出版	教育芸術社					
器 楽	教育出版	教育芸術社					
美 術	開隆堂	光村図書	日本文教				
保 体	東京書籍	大日本図書	大修館書店	学研			
技 術	東京書籍	教育図書	開隆堂				
家 庭	東京書籍	教育図書	開隆堂				
英 語	東京書籍	開隆堂	三省堂	教育出版	光村図書	啓林館	
道 徳	東京書籍	教育出版	光村図書	日本文教	学研	あかつき	日本教科書

(2) 第1回教科用図書選定委員会

令和2年4月30日午後4時から第1回教科用図書選定委員会が開催された。出席者は以下のとおりであった（役職は当時）。

教育委員会	教育長
教育委員会事務局	B 1 教育部長
同	B 2 教育部理事
同	B 3 教育部学校教育課長
校長会代表	B 4 藤井寺市立藤井寺中学校長
同	B 5 藤井寺市立道明寺中学校長
教頭会代表	B 6 藤井寺市立藤井寺北小学校教頭
同	B 7 藤井寺市立第三中学校教頭
児童生徒の保護者	B 8 市内中学校PTA会長
学識経験者	B 9 元藤井寺市立道明寺中学校長
選定委員会事務局	C 1 学校教育課課長代理
同	C 2 学校教育課主幹

同委員会において、選定委員の委嘱及び任命が行われ、上記出席者のうち、教育長及び選定委員会事務局を除く出席者が選定委員として任命された。そして、以下の資料が配付され説明されるとともに、教育委員会の諮問内容のほか、今後、調査員を任

命し、調査資料の作成を進める選定手続きの内容が確認された。

調査員は、種目ごとに複数名任命することとし、予め選定委員会事務局にて作成した候補者名簿のとおり決定された。具体的には、種目ごとに、「国語」３名、「書写」３名、「歴史・公民」４名、「地理・地図」３名、「数学」３名、「理科」３名、「音楽」２名、「美術」２名、「家庭科」２名、「技術」２名、「保健体育」３名、「英語」３名、「道徳」４名の合計３７名が調査員として選出されている。

また、任命された選定委員全員は、選定委員会規則３条３項に基づき、教科用図書の採択に直接の利害関係を有しない旨の誓約書に署名し提出した。なお、誓約書は、「義務教育諸学校における令和３年度使用教科用図書の採択について（通知）」（令和２年４月１５日付、大阪府教育委員会教育長発、教小中第１１７７号）が定める書式に則り、「わたくしは、藤井寺市立学校教科用図書選定委員会規則第３条第３項に規定されている教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者ではないことを誓約します。」と記載されているものであった。

【主な配付資料】

- ア 誓約書
- イ 義務教育諸学校における令和３年度使用教科用図書の採択について（通知）令和３年度使用義務教育諸学校教科用図書採択の基本事項
- ウ 藤井寺市立学校教科用図書選定委員会規則
- エ 藤井寺市立学校教科用図書選定委員会運営要領
- オ 元文科初第１８０７号通知
- カ 「令和３年度使用教科書の採択事務処理について」（文部科学省初等中等教育局教科書課長通知、元初教科第３９号、令和２年３月２７日付）
- キ 令和２年度 藤井寺市立学校教科用図書選定調査員候補者名簿
- ク 令和２年度 教科用図書採択事務日程
- ケ 令和３年度使用教科用図書採択の観点

(3) 調査委員会及び種目別打合せ

令和２年５月１５日、調査委員会（調査員への説明会）が開催された。調査員の人数と会場の都合上、午後２時３０分から午後３時３０分までが１回目、午後３時５０分から午後４時５０分までが２回目に分けて開催された。

２度の会議とも、選定委員会委員長である教育部長Ｂ１のほか、選定委員Ｂ３、事務局として、課長代理Ｃ１、主幹Ｃ２、その他関連主幹が出席し、調査員に対する説明が行われた。主な配布資料は以下のとおりである。

【主な配布資料】

- ア 令和２年度藤井寺市立中学校教科用図書調査要領
- イ 元文科初第１８０７号通知

- ウ 教科用図書採択事務日程
- エ 教科書会社一覧
- オ 令和３年度の使用教科用図書採択の観点
- カ 令和３年度使用教科用図書選定のための調査研究の視点（市教委）
- キ 教科用図書選定資料書式
- ク 教科研究会の開催について（通知）（選定委員会委員長発）
- ケ 誓約書
- コ 令和２年度使用教科用図書 選定資料（小学校）観点一覧
- カ 任命状

上記会議は、それぞれ全体会として課長代理Ｃ１より調査員に対する手続説明が行われ、令和２年６月１２日までに、①令和３年度使用教科用図書採択の観点、②教科用図書選定資料（教科書会社ごと）、③調査員内部資料（教科書会社ごと）、④ＵＳＢ（提出資料のデータ）を提出するスケジュールの確認がされた。

また、続けて種目別打合せ会として、世話役・記録役の決定、教科書の配布確認、借用書・誓約書の記入提出、調査日程の決定などが行われた。

各調査員は種目別打合せを経て、令和２年６月１２日までに指示された調査資料を提出した。調査資料作成にあたっては、適宜、担当指導主事が校正や助言等の支援を行った。

(4) 教科用図書の展示

各中学校の巡回展示が令和２年５月２５日から同年６月１２日まで、また、藤井寺市立図書館内藤井寺市教科書センターにおいて、令和２年６月２日から同月２７日まで教科用図書の展示が行われ、その後、閲覧者の意見がまとめられた。

(5) 調査資料の整理

調査員から提出された調査資料は、選定委員に提供するために、種目ごとに、担当指導主事において取りまとめられた。調査資料は主に以下のとおりである。

ア 令和３年度使用教科用図書採択の観点（種目別）

①目標・内容の取扱い、②人権の取扱い、③内容の程度、④組織・配列、⑤創意工夫、⑥発展的な学習、⑦種目別の独自項目、の７項目について、種目ごとに、藤井寺市教育委員会事務局が検討すべき観点例を記したものの。

イ 教科用図書選定資料（種目別、教科書会社別）

調査員の氏名を記載するとともに、上記①～⑦の観点に沿って、所見をまとめたものであり、観点別に、他社と比較して特に優れている点を列挙した形式となっている。

ウ 観点別グラフ

担当指導主事が、調査員が作成した種目別、教科書会社別の選定資料のなかで、特に優れている点として挙げた項目数を数え、①～⑦の観点に沿ってレーダーチャート化したもの（教科書会社別）と、獲得点の合計数を棒グラフ化したもの。

棒グラフをみれば、視覚的に、獲得点の多い教科書会社の順位がうかがえるものとなっている。

選定委員会事務局は、令和2年6月22日ころ、教科用図書と上記調査資料一式を各選定委員会委員に提供した。

(6) 第2回教科用図書選定委員会

令和2年7月7日、第2回選定委員会が開催され、教育長（ただし、冒頭挨拶のみ）、選定委員会委員、また各種目の担当指導主事を含む藤井寺市教育委員会事務局職員が出席した。配布資料は主に以下のとおりである。

【主な配布・閲覧資料】

ア 令和3年度使用藤井寺市立中学校教科用図書調査報告書

- ・教科用図書教科書会社一覧表
- ・教科用図書選定資料
- ・観点別グラフ
- ・令和2年度使用 小・中学校教科用図書 一覧

イ （閲覧資料として）教科用図書閲覧者の意見編綴ファイル

中学校教科用図書について、種目ごとに担当指導主事が調査資料の説明を行うとともに、答申においては、目安（原則）として、候補となる教科書会社が3社の場合は2社を、また、5社の場合は3社とし、6社以上候補があるときには3社を選定することとなった。

なお、選定委員会では、種目ごとに審議が行われたようであり、担当指導主事の読み原稿は存在するものの、その議事録や録音などの記録はなく、当時の各選定委員の発言その他審議状況を把握することはできなかった。

(7) 教育委員会への答申

教科用図書選定委員会事務局は、第2回教科用図書選定委員会において選定された候補教科書会社を答申書として取りまとめた。

令和2年7月14日、教育長、選定委員会委員長B1、副委員長B2、B3、選定委員会事務局としてC2が出席し、選定委員会委員長から教育長に対し、答申書が手渡され、その内容が説明された。

答申によって、採択候補として選定された教科書会社名は以下のとおりである（四角囲みが選定された教科書会社である）。

教科 (種目)	教科書会社						
国語	東京書籍	三省堂	教育出版	光村図書			
書写	東京書籍	三省堂	教育出版	光村図書			
地理	東京書籍	教育出版	帝国書院	日本文教			
歴史	東京書籍	教育出版	帝国書院	山川出版社	日本文教	育鵬社	学び舎
公民	東京書籍	教育出版	帝国書院	日本文教	自由社	育鵬社	
地図	東京書籍	帝国書院					
数学	東京書籍	大日本図書	学校図書	教育出版	啓林館	数研出版	日本文教
理科	東京書籍	大日本図書	学校図書	教育出版	啓林館		
音楽	教育出版	教育芸術社					
器楽	教育出版	教育芸術社					
美術	開隆堂	光村図書	日本文教				
保体	東京書籍	大日本図書	大修館書店	学研			
技術	東京書籍	教育図書	開隆堂				
家庭	東京書籍	教育図書	開隆堂				
英語	東京書籍	開隆堂	三省堂	教育出版	光村図書	啓林館	
道徳	東京書籍	教育出版	光村図書	日本文教	学研	あかつき	日本教科書

(※学び舎、自由社については、藤井寺市への社会科（歴史的分野、公民的分野）における見本本の送付はなく、調査は実施していない。)

答申書には、別紙として、種目ごとに候補選定に係る調査概要の書面が添付されている。例えば、数学については、「教科用図書選定委員会による数学採択候補4社に係る調査概要」と題する書面があり、冒頭「各社の教科書とも、教科の目標を達成するため、子どもの興味・関心が持てる教材を取り入れるなど、創意工夫している。また、学習指導要領に示されている数学の目標達成に必要な内容が適切に取り扱われているとともに、本市で使用する教科書として示された採択の観点における水準を満たしている。」とされる。そのうえで、数学は候補となる教科書会社7社の会社名と、採択候補として選定された会社名には「◎」が付され（4会社）、また、7社それぞれに調査内容として、調査資料を要約した内容がまとめられている。そして、末尾には、「上記のことから、大日本図書、啓林館、数研出版、日本文教出版の4社が、本市の地域と子どもの実態にとってふさわしいと考えます。」と結ばれている。他の種目も同様の書式で取り纏めら

れている。

また、教育委員会への答申日（７月１４日）ころまでに、教育委員会事務局は、各教育委員に対し、全ての教科用図書と選定資料一式を提供した。

(8) 教育委員会学習会

令和２年７月１５日、臨時教育委員会に向けての第１回学習会が開催された。藤井寺市において、学習会は、これまで教科用図書採択年度において、教育委員会会議とは別に、非公開で、教育委員が教科用図書採択に関する調査資料の説明を受け、意見交換を行い、採択決議に向けた準備のために開催されてきたものである。

出席者は、教育長、教育委員４名に加え、選定委員会委員長・副委員長、そして学校教育課指導主事全員であり、選定委員会の答申で示された内容説明が担当指導主事から行われた。加えて、種目ごとに、各教育委員の意見を聴取し、教科用図書採択に係る実質的な審議が開始された。

そのうえで、令和２年７月２７日、第２回学習会が開催された。第２回は、第１回学習会での議論を踏まえ、事前に学校教育課指導主事が整理した進行案を確認し、臨時教育委員会会議に備えた。

(9) 臨時教育委員会会議

令和２年７月３０日、臨時教育委員会会議が開催され、教科用図書の採択が行われた。採択結果は以下のとおりであり、学習会での意見聴取結果と同一の結果であった。

種 目	発 行 者	書 名
国語	株式会社三省堂	現代の国語
書写	株式会社三省堂	現代の書写
社会（地理）	日本文教出版株式会社	中学社会 地理的分野
社会（歴史）	日本文教出版株式会社	中学社会 歴史的分野
社会（公民）	日本文教出版株式会社	中学社会 公民的分野
地図	株式会社帝国書院	中学校社会科地図
数学	大日本図書株式会社	数学の世界
理科	株式会社振興出版啓林館	未来へひろがるサイエンス
音楽（一般）	株式会社教育芸術社	中学校の音楽

音楽（器楽）	株式会社教育芸術社	中学校の器楽
美術	日本文教出版株式会社	美術
保健体育	大日本図書株式会社	中学校保健体育
技術家庭（技術）	東京書籍株式会社	新しい技術・家庭 技術分野 未来を創る Technology
技術家庭（家庭）	開隆堂出版株式会社	技術・家庭（家庭分野）生活の 土台 自立と共生
英語	開隆堂出版株式会社	SUNSHINE ENGLISH COURSE
道徳	東京書籍株式会社	新訂 新しい道徳

2 大日本図書社員と選定委員及び教育委員等との接触

(1) 大日本図書社員と選定委員 B 4 の接触経過

ア B 4 は、平成 22 年度から平成 26 年度までは藤井寺市教育委員会学校教育課参事、学校教育課長、教育部理事を歴任し、その後、平成 27 年度から平成 30 年度までは藤井寺市立道明寺小学校校長、その後、平成 31 年度から令和 3 年度まで、藤井寺市立藤井寺中学校校長を務め、令和 2 年度の教科用図書採択手続きに選定委員会の委員として関与した。

イ 平成 23 年ころ、藤井寺市教育委員会学校教育課長（当時）であった B 4 と大日本図書の甲は知り合った。

ウ 甲は、大日本図書に入社して間もない営業社員であった乙を、平成 24 年ころ、B 4 に紹介した。その後、乙と B 4 は、甲とともに、ゴルフに出かけたり、食事を共にするなどして、関係を深めていった。

エ その後も、甲及び乙と、B 4 の交流は継続しており、こうした関係性は、本件発覚まで継続した。

オ 令和 2 年 4 月から同年 7 月にかけて、令和 2 年度の中学校教科用図書採択手続きに関し、B 4 は、乙に対し、調査員予定者の氏名情報や調査資料を提供したり、選定委員会において大日本図書に有利な発言を行うこと、また教育委員を紹介する場を設定することを約束した。

乙は、B 4 に対し、感謝の気持ちとして現金 3 万円を手渡したほか、合計 3 万 4 000 円相当の飲食やゴルフの接待を行い、これらの費用は大日本図書が負担した。

カ 甲及び乙は、令和 2 年 11 月、贈賄の罪で略式起訴され、甲が罰金 50 万円、乙が罰金 30 万円の略式命令を受けた。

B 4 は、令和 4 年 11 月、加重収賄などの罪で起訴され、令和 4 年 12 月 21 日の公判期日において公訴事実を認め、その後、令和 5 年 1 月 25 日、懲役 1 年 6 月、執

行猶予3年、追徴金約6万円の有罪判決を受けた。

(2) 大日本図書社員と教育委員A3の接触

ア 教育委員A3は、教育委員就任前、藤井寺市立道明寺中学校のPTA役員として活動しており、その当時、B4が同中学校の教頭を務めていた時期（平成20年・平成21年度）に、PTAの活動を通じて、B4と知り合った。

その後、平成26年4月、藤井寺市教育委員に就任した。

イ 令和元年7月11日、甲及び乙、B4、A3の4名は、大阪市内の日本料理店にて食事の機会をもった。その場で、令和元年度実施の藤井寺市立小学校使用の教科用図書選定手続きに関連して、乙は、自作の説明資料を用意し、A3に説明し、資料を手渡した。

ウ 令和2年度実施の藤井寺市立中学校使用教科用図書選定手続きにおいては、乙は、B4の調整により、令和2年7月9日、B4とともに、A3の自宅を訪問した。

その場で、乙は、A3に対し、大日本図書発行の教科用図書の内容解説資料（公開資料）の内容を抜粋等した自作の説明資料（数学（10頁）、理科（18頁）、保健体育（8頁））を持参し、それを見ながら20分くらい説明し、その資料を手渡した。

(3) 大日本図書社員と教育委員A2の接触

ア 教育委員A2は、平成20年4月に藤井寺市教育委員に就任した。

B4とは、遅くとも、平成30年ころから直接やり取りをするようになった。

イ 乙は、令和元年度に実施された藤井寺市立小学校使用の教科用図書採択手続きにおいて、A2に対し、同自宅宛てに、理科及び生活科の大日本図書発行の教科用図書の説明資料を送付し、A2はこれを受領した。

ウ 令和2年7月9日、乙、B4、A2の3名は、松原市内の焼肉店で食事の機会をもった。乙は、食事の前に20分程度、A2に対し、A3へ手渡したのと同じ自作の説明資料を見せながら、内容を説明し、その資料を手渡した。

(4) 大日本図書社員とその他教員（調査員）の接触

ア B4は、乙とゴルフに行く際、教え子にあたるD5（小学校教諭、理科担当）やD3（中学校教諭、保健体育担当）などを誘い、D5やD3が同行することもあった。

イ 乙は、令和元年5月17日、令和元年度小学校教科用図書の採択手続き期間中、調査員であったD5と大阪市内の飲食店で会食の機会をもち、その場で、D5に対し、大日本図書の小学校理科の教科用図書の内容説明資料を示し、説明を行った。

ウ 乙は、令和2年度中学校教科用図書の採択手続きの開始前、B4から、調査員予定者として、D2（理科担当）とD3（保健体育担当）の名前を聞いた。

そこで、乙は、D2に説明を試みたが、D2は採択手続きの期間中であることを理

由にやり取りを断った。他方、D3とは、大日本図書発行の保健体育の教科用図書の内容について説明する機会をもち、D3は、乙の説明を参考にして、調査資料を取りまとめる作業を行った。

(5) 大日本図書社員との各接触と教科用図書採択に与えた影響

ア 上記のとおり、藤井寺市における教科用図書採択の具体的な手続きは、①調査員による候補図書の調査及び調査資料の取りまとめ、②選定委員会における審議によって候補図書としておおむね2、3社を選定したうえでの答申、③教育委員会における事前学習会を経て教育委員会会議において決議、という過程を経る。

令和2年度の中学校使用教科用図書採択手続きについては、上記認定のとおり、大日本図書社員との接触は、調査員2名（D2、D3）、選定委員1名（B4）、教育委員2名（A2、A3）との間で確認できるわけであるが、それらが採択に如何なる影響を与えたかについて以下検討する。

なお、調査員、選定委員、教育委員における各調査ないし審議はそれぞれ区別されたものであるから、各接触行動によって接触した当人が何らかの影響を受けたか否かという点と、最終的な教育委員会における採択に影響を与えたかという点は区別して検討されなければならない。

イ まず、調査員について検討する。調査員は、種目ごとに2～3名で合議のうえ、調査対象となる図書の長所、短所を整理し、調査資料を取りまとめる。調査資料の作成過程において、藤井寺市教育委員会事務局の指導主事その内容について適宜助言等を行い、資料の体裁や記述のバランスなどに配慮し、調査資料は完成される。

調査資料からは調査員が評価する教科用図書の順位がおおむね把握できるところ、数学、理科及び保健体育についての調査員の大日本図書の評価は、以下のとおりであった。

種目	会社数	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位	第6位	第7位
数学	7	他社 他社	—	大日本 図書	他社	他社 他社 他社	—	—
理科	5	他社	他社	大日本 図書	他社 他社	—		
保健 体育	4	大日本 図書	他社	他社	他社			

種目ごとに検討すると、数学については、大日本図書社員と調査員との接触の事実認められなかった。また、上記調査資料の評価（第3位）を踏まえても、調査員が数学について大日本図書の図書を積極的に評価していたとも認められなかった。

次に、理科については、D2が大日本図書社員と接点があったことは上記のとおりであるが、採択手続期間中における教科用図書の内容に関する具体的な接触は確認で

きず、調査資料からうかがえる評価（第3位）を踏まえても、何らかの影響を受けているとは認定できない。

保健体育については、上記のとおり、調査資料作成の過程において、大日本図書社員とD3の間で、大日本図書の教科用図書の内容に関するやり取りを行ったことが認められる。D3は、保健体育の調査資料の取り纏めの中心的存在であり、調査資料においては大日本図書が最も評価されていることが読み取れることをも踏まえると、D3と大日本図書社員との接触が、調査資料作成において、大日本図書の図書を積極的に評価する方向で影響を与えたと考えることが合理的である。

そして、作成した調査資料は選定委員会における資料となるわけであるから、選定委員は調査員の評価に必ずしも拘束されないことを踏まえても、選定委員会の審議に影響を与えうる状況にあったといえる。

ウ 続いて、選定委員会については、議事録及び録音等の記録が保存されていないことから、具体的な審議状況を把握することはできない。

また他の選定委員への調査によっても、選定委員会内におけるB4の発言の具体的な内容を確認することはできず、そのほか、選定委員会内の審議において、例えば、大日本図書の教科用図書を殊更に推薦する意見が出たという事実も確認できなかった。

種目ごとには、数学に関しては、公開されている令和2年7月30日開催の臨時教育委員会議事録からは、数学の図書採択の審議において、数研出版の別冊形式の是非が選定委員会における議論として紹介されていることが確認できるが、実際に、選定委員会において、その点の議論の具体的内容を確認することはできなかった。また、運用として、候補6社以上の場合には3社を目安に選定することとされているが、数学に関しては、4社が選定されている。加えて、調査資料では第5位に順位付けされていた他社が選定されている。これらには不可解さが残るが、正確な審議状況を把握することもできないことに加え、4社目が加わることが大日本図書に有利に働く事情とも直ちには捉えることもできないから、選定委員会においては、大日本図書とB4との接触による影響を認定することも困難である。

理科については、調査資料への影響が確認できず、また、選定委員会での審議についてこれ以上検討できる点は見当たらない。

保健体育については、調査資料が大日本図書社員との接触により作成されたものであることは上記のとおりである。もちろん選定委員会においては、調査資料は現場の教員の評価として一定尊重される面があり、その点で選定委員会の審議に影響を与えた可能性は否定できない。他方、選定委員は、調査資料を参考に検討するとしても、調査資料の内容に拘束されるわけではなく、各自の専門的知見や経験からの視点に基づき、候補となる教科用図書の選定を行うものである。また、選定委員会は、種目ごとに1社を選定するわけではない。これらを併せ考えると、保健体育に係る調査資料によって、選定委員会の審議に直ちに影響を及ぼしたとまで認定することも困難であ

る。

いずれにせよ、選定委員会での審議状況について正確に把握する議事録等が存在しないことから、大日本図書との接触による影響の有無や内容について、これ以上検討することは困難である。

エ 次に、教育委員への大日本図書社員の接触と採択への影響について検討する。令和2年度の採択手続きにおいて、教育委員会は、令和2年7月30日に、臨時教育委員会会議を開催のうえ、種目ごとの教科用図書を採択した。

また、上記のとおり、臨時教育委員会会議を開催するのに先立ち、教育長及び教育委員は合計2回学習会を開催している。第1回（令和4年7月15日）学習会では、教育長及び各教育委員から種目ごとの意見を事務局が聴取し、既に実質審議が開始されている。事務局は、教育長及び各教育委員の意見を踏まえ、臨時教育委員会に向けた進行案を整理し、第2回（同月27日）学習会では、その案を確認した。進行案は、学習会における、教育長や各教育委員が発言した内容（採択に関する意見を含む）を整理し、臨時教育委員会の円滑な議事進行のために作成されたものであった。学習会における発言の全てが進行案に反映されているわけではないものの、その具体的内容は確認できなかった。そのほか、これら学習会の議事録や録音、その他事務局が聴取した教育長や各教育委員の意見を記録した資料は残っておらず、学習会の各回において、教育長や各教育委員が発言した内容などを正確に把握することはできなかった。

令和2年7月30日の臨時教育委員会においては、種目ごとに、教育長及び各教育委員が発言し、投票を行っている。数学、理科及び保健体育についての投票結果は以下のとおりであった。

	数学	理科	保健体育
教育長	他社	他社	大日本図書
委員	大日本図書	他社	他社
A2	大日本図書	大日本図書	大日本図書
A3	大日本図書	大日本図書	大日本図書
委員	大日本図書	他社	他社

以上の投票結果のとおり、大日本図書社員と接触のあった教育委員2名は、数学、理科及び保健体育の全てにおいて、大日本図書に投票している。

次に、臨時教育委員会における上記教育委員2名の発言内容は、以下のとおりであった。

(ア) まず、数学については、教育委員2名は以下のとおり発言している（各発言は必ずしも連続するものではない）。

発言1 委員（A2）	私はやはり「導入」の題材に注目したいです。大日本図書2年12ページでは、運動会の「リレートラック」を題材にしており、アウトコースのスタート位置をどこにすることで、全員が同じ距離になるのかを考えることができます。こういった生徒にとって、身近な題材を多く導入に
---------------	--

	使っている大日本図書はいいなと感じました。
発言 2 委員 (A 3)	学校図書と数研出版にも振り返りが各章に入る前に各章に入る前に設定されています。問題形式ではないのですが、みんなで確認してから、その章に入っていくことができるようになっていていると思います。
発言 3 委員 (A 2)	私も同じように「データの活用」に注目して調べてみました。学校図書、啓林館も面白い題材ですが、大日本図書で扱っている導入も非常に興味深いものです。1 年 2 3 8、2 3 9 ページでは、1 0 c m の長さの感覚の正確さを、実際に定規を使わずに感覚でテープを切って調べる実験を取り上げ、自分たちで体験しながらデータを集め、そういった生のデータをもとに考えていけるところが非常に主体的な学びになるのではないかと思います。
発言 4 委員 (A 3)	同じ大日本図書 1 年 6 5 ページを見てください。「社会のリンク」の「発見！仕事のなかの数学」では、キャリア教育と関連させパイロットを紹介しているのですが、そこで紹介されている方が女性なのです。これまで男性が多かった職業に対して、配慮できているのもいいと感じました。

2 名の教育委員の投票が、いずれも大日本図書であることからすれば、大日本図書を推薦する意見を述べることは不自然なこととは言えない。一方で、上記教育委員の発言のうち、大日本図書社員が教育委員 2 名へ交付した説明資料と整合する箇所がある。

すなわち、大日本図書社員作成の説明資料には、キャリア教育についての説明頁があり、各学年の教科用図書該当頁が掲載されるとともに、1 年向け教科書には女性パイロットを掲載し、あえて男女平等への配慮を意識していることをアピールする資料となっている。これは、A 3 の発言 4 と符合する。

仮に、教育委員が大日本図書社員作成の説明資料に沿った意見を積極的に伝えようという意図がなかったとしても、大日本図書社員の自作説明資料に触れた教育委員が、無意識的にも、説明資料に記載された内容に影響を受けた可能性を否定できない。

(イ) 次に、理科については、教育委員会における発言は以下のとおりである（各発言は必ずしも連続するものではない）。

発言 1 委員 (A 3)	大日本図書も 1 年生のはじめのページ「理科室の決まり」で、実験の心構えなど安全に対して注意喚起を行っており、特に火を扱うときの注意について大きく取り上げていることは、子どもの安全面において、非常に配慮されているなと感じました。
発言 2 委員 (A 2)	確かにとても印象的な写真ですね。私もその観点で各社の教科書を見比べたのですが、大日本図書は、例えば 1 年生 P 1 3 7 の単元扉でダイナミックな写真やイラストを使用しており、私が見ていてもわくわくします。生徒の興味関心を非常に高める工夫がされていると感じました。
発言 3 委員 (A 3)	教育出版では、例えば 1 年生の P 2 2 7 など、「やってみよう」という疑問につなげる活動を単元のはじめに設定し、子どもたちの主体的な学びを促しているように思います。
発言 4 委員 (A 2)	私もその視点で教科書を見たのですが、大日本図書では単元末に学習した内容に関する資料を載せるなど、全体的に資料が充実しているように感じます。生徒の興味関心を高めながら主体的に学べるような配慮を感じます。
発言 5	丁寧な説明という観点だと、大日本図書では 1 年 P 4 5 を見ていただき

委員（A 3）	ますと、「思い出そう」というコーナーにおいて、小学校で学んだ内容を振り返るよう配慮されています。そういったコーナーがたくさん出てきます。他の会社でも同じようなことはされていますが、私は大日本図書が一番みやすく丁寧だと感じました。
---------	--

数学と同様、大日本図書社員と接触のあった教育委員は、大日本図書の教科用図書に投票している。もちろん、自己の投票を裏付ける意見を述べること自体、直ちに不自然とはいえないが、そのうち、教育委員の発言5は、大日本図書社員の自作説明資料に記載されている内容と符合する。

すなわち、説明資料には、「小中の接続（ふりかえり学習）」として、小学校から中学校へと学校の段階が変わる際の円滑な接続が重要であるとし、大日本図書発行の教科用図書は小学校を振り返る内容を大きく取り上げ、他社と比較して、掲載形式や文字の大きさの点で優位性があることを強調するものとなっており、まさに上記発言5と整合する。

このように、教育委員が大日本図書社員の自作資料の内容を伝えようとの意図がなかったとしても、大日本図書社員の説明資料に触れた教育委員が、無意識的に、自作説明資料に記載された内容に影響を受けた可能性を否定できない。

(ウ) さらに、保健体育についての教育委員の意見は以下のとおりであった（各発言は必ずしも連続するものではない）。

発言1 委員（A 3）	保健体育という教科は健康や安全、命の大切さなどを学ぶ教科だと思います。そういった観点でみると、大日本図書はあらゆる箇所で配慮を感じます。例えば、P 114、115を見てください。こちらでは熱中症のことを取り挙げられているのですが、量だけでなく、内容もわかりやすく工夫がされていると思いました。
発言2 委員（A 2）	私は心肺蘇生法の取り扱いについて各社の教科書を見比べたのですが、大日本図書P 107～108において一覧で大きく見られるようになっており、ページをめくることなく、実習もしやすい非常に見やすいものだと思います。
発言3 委員（A 3）	各教科書会社でそれぞれ工夫がされていますが、その中で大日本図書が最も配慮されていると感じました。たとえば、ページの構成についてですが、教科書のどこを開いても左ページに文章、右ページにたくさんの資料と統一されており、とても見やすく子どもたちの主体性につながりやすいのではないかと感じました。
発言4 委員（A 2）	そうですね。私もとても見やすいと思いました。また、大日本図書は、文節改行に工夫がされていて、単語の途中で改行することなく、読みやすいものになっています。第1学年だけではありますが、あまりこういった配慮までされている教科書は見たことがなく、特別支援教育の観点でもとてもよいと思いました。

以上の発言には、大日本図書社員が作成した自作説明資料と整合する箇所がある。

すなわち、まず、自作説明資料においては、大日本図書の教科用図書は、心肺蘇生法の手順を紹介する頁が折込頁となっていることを頁番号とともに紹介し、他社の教科用図書は頁をまたいでいたり、見開き2頁の構成となっていることを、具体的に出版社名を明記して指摘し、自社の優位性を強調するものとなっており、これ

は発言 2 と整合する。

次に、見開き頁の構成上の工夫として、左側が本文、右側が資料と明確に分かれていることによって、主体的・対話的で深い学びに導けるよう工夫していることを強調している。また、背景色の工夫などに触れ、そうした工夫が特別支援教育の視点において重要であり、大日本図書のみユニバーサルデザインへの配慮であることを強調する。こうした資料の内容は、上記発言 3 と整合する。

以上の符合状況からすると、保健体育においても、各教育委員が意見を述べるにあたって、大日本図書社員作成の資料に記載された内容に影響を受けた可能性を否定できない。

- (エ) 臨時教育委員会会議での発言内容と社員自作説明資料との符合状況から直ちに、教育委員 2 名が意図的に大日本図書を肯定的に評価したとは認めることはできない。しかし、この教育委員 2 名は教育の専門家ではないことを考慮すれば、その符合する発言内容が社員自作資料に全く依拠することなく、委員独自の意見として捉えることも不自然であって、むしろ、2 名の教育委員は、大日本図書社員と接触により、検討の端緒となったり、自身の意見の裏付けとなる等したと考えるのが自然である。したがって、教育委員 2 名の判断は、大日本図書社員との接触の影響を受けた可能性が高いというべきである。そして、この 2 名の教育委員の意見が臨時教育委員会会議の場でも現れなかったとしたら、教育委員会としての採択の結果が異なっていた可能性も否定できない。

第 6 藤井寺市教科用図書採択手続きに与えた影響と評価

- 1 B 4、甲、乙については、上記のとおり、贈賄、加重収賄の罪でそれぞれ刑事処罰を受けており、大日本図書社員と B 4 の行為の違法性は明らかとなっており、教科用図書採択手続きの公正性、透明性をき損したに留まらず、藤井寺市の教育行政全体に対する信頼を大きく損ねるものであったと言わざるを得ない。
- 2 調査員による調査においては、B 4 を通じて大日本図書社員と接点をもった D 3 は、保健体育の調査資料作成にあたって大日本図書社員から情報を得ており、調査資料は選定委員会の検討資料の一つとなっている。選定委員会における審議に不当な影響を及ぼしたかどうか検証するための具体的な審議状況は把握できないものの、少なくとも、特定の教科書会社から非公式に入手した情報が調査資料として含まれていること自体が、公正な教科用図書選定を害するものである。
- 3 選定委員会においては、当時の議事録がなく、B 4 が大日本図書の教科用図書を推薦する発言があったかどうか、また、それによって他の選定委員がどのような影響を受けたかは分からない。

しかし、特定の教科書会社と親密な関係を有している者を選定委員会から排除できず、審議に参加させたという点で、既に、選定委員会の公正な審議は害されているといえる。

- 4 また、大日本図書社員と教育委員2名の接触については、大日本図書社員と教育委員との間で、直接、金銭等の報酬の授受があったことまでは確認できなかったものの、少なくとも、教育委員と特定の教科書会社社員とが食事の機会をもち、教科用図書選定に係る説明資料の交付や説明を受けたこと自体が、その影響の有無にかかわらず、教科用図書採択手続の公正性を害するものであるというべきである。

加えて、上記のとおり、大日本社員作成の資料が、教育委員の判断に影響を与えた可能性は高く、そのことによって教育委員会としての判断を左右した可能性も否定できないわけであるから、教科用図書の採択手続きが歪められたと評価せざるを得ない。

第7 提言（再発防止策など）

1 要因分析

- (1) 令和2年度中学校教科用図書の採択手続きにおいて、当時選定委員であったB4、調査員であったD3、教育委員2名（A2、A3）が、採択手続き期間中に接触をもったことが認められる。

教科書採択手続きにおいては、教科書会社との関係に慎重を期し、公正性を害するおそれのある行動を控えるよう、元文科初第1807号通知その他において指摘されていたにも関わらず、それらを遵守しなかったものであり、藤井寺市の教育行政への信頼を損ねる結果となったことは以上に述べたとおりである。

そのような結果を招いた要因として、以下の点を指摘できる。

- (2) まず、採択関係者の意識の問題である。

今回、教科用図書採択手続きに関与した者の法令遵守（コンプライアンス）意識、教科用図書採択手続きの公正性や透明性の意識が欠如、あるいは不十分であったことは明らかである。

また、教育委員会、選定委員会、調査委員会の各所において、担当事務局は、教科書採択手続きに係る公正性確保のための取組みを求める元文科初第1807号通知等を配布資料として加え、資料説明を行っていたことは認められるものの、結果として、本件事態を招いたわけであるから、教育委員会事務局、選定委員会事務局による意識啓発の取組みが不十分あるいは形骸化していたと指摘せざるを得ない。

今後、藤井寺市教育委員会は、教科用図書採択手続きに関与する者あるいはその可能性を有する者の法令遵守や公正性・透明性確保の意識改革に向けて取り組む必要がある。

- (3) 次に、記録の保存である。

藤井寺市教育委員会は、選定委員会や教育委員会学習会における審議状況を示す記録を保存していなかった。記録の保存は、教科書採択の公正性・透明性を担保する手段でもあり、今後、対応を見直し、記録を適切に保存し、事後の検証を行えるよう改めるべきである。

- (4) 最後に、リスク管理の問題である。

教育委員、選定委員、調査員等の教科用図書採択手続きへの関与者あるいは関与可能性のある者は、常に、教科書会社の営業活動の対象となる可能性があり、そうした営業活動に対し、各人が適切に対応することが必要である。逆に、そうした適切な対応を誤るリスクが常に存在するということでもある。本件においては、教育委員会事務局は、教科書会社社員への対応を、各人の判断に委ねた結果、不適切な接触を許した面がある。

今後、藤井寺市教育委員会は、教科書会社への対応におけるリスクをふまえ、リスク顕在化を防ぐ仕組みを導入していく必要がある。

2 意識改革の取組み

(1) 法令遵守と公正性・透明性確保についての採択関係者の個々の意識

ア 教科用図書採択手続きに携わる教育委員会を構成する教育長及び教育委員、事務局、選定委員、調査員は、任用形態は様々ではあるが、どの者も法令遵守は当然の要請であり、教育行政に携わる者として高い倫理観と使命感が求められる。例えば、教育長は「人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもの」から任命され、教育委員も「人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもの」から任命される（地教行法4条1項、2項）ことも冒頭に述べたとおりである。

藤井寺市は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）3条2項に規定する一般職の職員については藤井寺市職員倫理条例（平成12年10月10日条例第29号）を制定し、倫理行動基準及び職員の責務を定めている。同条例は、地方公務員法3条2項に定める一般職以外の職員には適用されないものの、一般職以外の職員の法令遵守のあり方を検討するにおいて、大いに参考となるため、以下抜粋する。

（職員の倫理行動基準）

第2条 職員は、本市職員としての誇りと使命感を持って、次の事項をその職務に係る行動基準として行動しなければならない。

- （1） 職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益を増進するよう全力を挙げなければならない。
- （2） 職員は、勤務時間の内外を問わず、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識し、市民からの疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。
- （3） 職員は、法令（条例及び規則を含む。）に定めがある場合を除くほか、公正な職務の遂行を損ない、又は公正な市政の運営に不当な影響を及ぼす情報を何人に対しても提供してはならない。
- （4） 職員は、職務上接した情報（電子計算機処理に係る情報を含む。）を公共の利益に反して、自らの私的利益のために利用・操作してはならない。
- （5） 職員は、その行おうとする行為がこの条例の規定に違反するものではない場合にあっても、職務に係る倫理の保持上その適切さに疑義が生じたときには、前各号に掲げる行動基準に照らして、その行為の適否を判断しなければならない。

(職員の責務)

第3条 職員は、第10条に規定する違法又は公正な職務の遂行を損なうことが明白な行為（以下「不当行為」という。）を求める要求があったときは、これを拒否しなければならない。

2 職員は、第11条に規定する自己の職務に利害関係のあるもの（中略）との接触については、市民の疑惑を招くことのないよう留意しなければならない。

3 職員は、第1項に規定する不当行為を求める要求があったとき又は前項に規定する利害関係者との接触等公正な職務の遂行を害するおそれのあるときは、直ちに管理監督の立場にある者（中略）に報告しなければならない。

以上の倫理行動基準や職員の責務に関する定めは、教科用図書採択手続きの場面にも当てはまるものであり、採択関係者は、利害関係を有する教科書会社と接触することによって、市民の疑惑を招くおそれがないかという視点を常にもつことが必要である。

イ 加えて、教科用図書採択手続きにおいては、公正性や透明性の確保という要請が特に求められる。

国は元文科初第1807号通知を発出しており、以下のとおり記述する。

教科書は、全ての児童生徒の学校における授業や家庭における学習活動において重要な役割を果たすものであり、その採択については、公立学校（中略）において使用する教科書については当該学校を所管する教育委員会が、（中略）権限を有しています。

このため、教科書採択は、これらの採択権者の判断及び責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で、公正性・透明性に疑念を生じさせることのないよう適切に行われることが必要であることはもとより、採択権者である教育委員会（中略）は、採択結果やその理由について、保護者や地域住民等に対して説明責任を果たすことが重要となります。

教科書発行者においては、業界団体である一般社団法人教科書協会が中心となり、「教科書発行者行動規範」（以下「行動規範」という。）を制定するなど、信頼回復に向けた取組を進めてきました。しかし、教科書採択の公正確保のためには、教育委員会をはじめとする採択権者等における取組が引き続き不可欠であることは言うまでもありません。

この通知においては、さらに具体的な留意事項の一つとして、「過大な宣伝活動等への対処について」が挙げられている。

以下、引用する（なお、下線は本委員会にて付した）。

○ 採択期間においても、教科書発行者が、採択関係者に対して自らが発行しようとする教科書の宣伝活動を行うことに特段の問題はないが、その宣伝活動により、採択権者の判断に不当な影響を及ぼすことのないよう、文部科学省から各教科書発行者に対しては、下記事項にあるような過大な宣伝活動等を慎むよう指導を行うとともに、教科書協会においても各会員に対して教科書発行者行動規範の遵守を求めているところである。

・採択関係者若しくは公職関係者又はこれらの職にあった者など採択関係者に影響力を及ぼし得るもの（教科書発行者の社員である者を除く。）を教科書採択の勧誘を目的とした宣伝活動等に従事させないこと

・採択関係者の自宅訪問は一切行わないこと

・採択期間においては、新たに採択される教科書に関する説明会、講習会又は研修会等（関連する教材の説明等を目的としたもののほか、教科書発行者若しくは教科書の編著者若しくは編集協力者の宣伝を目的としたもの又はその目的であるとの疑念を生じさせるおそれのあるものを含む。）を主催せず、他の主体が主催するこれらの会議の開催に原則として関与しないこと。また、教科書の編著者及び編集協力者、関連する教材の執筆者並びにその他教科書発行者と実質的な関係にある者に対しても、これらの取扱いについて周知することにより、教科書発行者によるこれらの会議の主催ないしは開催への関与が禁止されていることの趣旨を損なうことのないよう留意すること。

・採択期間終了後に教科書見本、教師用指導書その他の教材等を献本すること又は教科書等に関する説明会、講習会若しくは研修会等を開催することを約することを以て、教科書採択の勧誘を行わないこと。

・教科書や教師用指導書と類似若しくは同視し得る資料を作成し、又は自ら行くと第三者をしてであるとを問わず配布しないこと。

・学校又は児童生徒への教科書の供給過程において、教科書以外の資料を挿入・添付し、又は宣伝用の袋を使用するなどして教科書その他の教材等の宣伝活動を行わないこと。

○このため、各教育委員会等においても、これらを十分に踏まえ、域内の学校とも情報共有をはじめ密に連携した上で、事前に適切な措置を講ずること。その際、文部科学省の指導や教科書発行者行動規範等に違反する行為について、教科書発行者に求めることのないようにすることはもとより、教科書発行者からそういった申出があった場合には明確に断るよう関係者への周知を徹底すること。

○教科書採択については、教科書発行者に限らず、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において公正かつ適正に行われるよう努めること。

教科書採択に係る教育委員会の会議を行うに際しては、静ひつな審議環境の確保等の観点から検討を行い、会議の公開・非公開を適切に判断するとともに、傍聴に関するルールを明確に定めるなど、適切な審議環境の確保に努めること。

○都道府県教育委員会は、外部からの働きかけについて域内における状況を適切に把握し、過大な宣伝活動その他外部からの不当な働きかけにより公正かつ適正な教科書採択に問題が生じていると考えられる場合には、各市町村教育委員会・学校等において適切な措置を講ずるよう指導するとともに、速やかに文部科学省に報告すること。

また、仮に、円滑な採択事務に支障を来すような事態が生じた場合や不当な働きかけがあった場合には、警察等の関係機関とも連携を図りながら、毅然とした対応を取ること。

○文部科学省から教科書発行者に対しては、宣伝活動の過熱を防止するため、採択期間においては、教科書発行者（教科書の編著者及び編集協力者、関連する教材の執筆者並びにその他教科書発行者と実質的に関係する者を含む。）において、新たに採択される教科書に関する説明会、講習会又は研修会等を主催しないよう、また、開催に関与することのないよう指導しているところであり、各教育委員会・学校等においてもその趣旨を理解した上で、適切に対応すること。

この点、採択権者が、教科書発行者間の公平性を確保した上で、教育委員会関係者等の教科書採択に携わる者に説明を求める機会を設けることを妨げるものではないが、その際には、教科書発行者に過度な負担とならないよう、都道府県教育委員会による開催が望ましいこと。また、不参加の教科書発行者が発行する教科書について、不参加であることのみをもって、採択しないこととする取扱いを行うなどにより、事実上、参加を強制することは適当ではないこと。

以上の通知文書は、令和２年度第１回教育委員会、第１回選定委員会、調査委員会のそれぞれにおいて配布資料として含まれ、かつ、担当事務局から公正確保の必要性の説明が一定なされていた。上記のとおり、教科書会社には採択期間中の採択関係者の自宅訪問を禁じるとともに、「文部科学省の指導や教科書発行者行動規範等に違反する行為について、教科書発行者に求めることのないようにすることはもとより、教科書発行者からそういった申出があった場合には明確に断るよう関係者への周知を徹底すること。」と明記されている。

藤井寺市においても、採択関係者が、その内容を理解し、その徹底に努めたならば、本件のような事態を回避できたはずであった。

(2) 今後の対策

ア 今後、藤井寺市教育委員会は、今一度、採択関係者に対し、法令を遵守し、高い倫理観や使命感をもって行動する必要性を意識づけ、また、教科用図書選定手続きにおいて、特に求められる公正性、透明性確保の意識を周知徹底すべきである。

そのためには、今後、教育委員会、選定委員会、調査委員会の担当事務局は、各説明の機会に、法令遵守や公正性・透明性確保に関する元文科初第１８０７号通知等の資料配布やその概要説明のみならず、本事件を教訓事例として紹介し、伝え続けていくことが必要である。

また、例えば、教科書会社から、法令遵守や公正性・透明性を害することになる行為を求める要求があったときには、これを拒否するのみならず、それを教育委員会事務局へ伝達し、また、教科書会社社員との接触があったときにはその事実を教育委員会事務局に伝達し、事務局はこれらを記録することをルール化し、徹底していくことも必要である（教育委員会事務局は、上掲藤井寺市職員倫理条例３条（職員の責務）の運用を確認し参考とすることが考えられる）。

加えて、法令遵守、公正性・透明性を害するおそれのある行為を他の者が行っていることを把握した者が、その旨を報告できる窓口を採択関係者に周知することも重要である（内部通報制度の整備と周知）。

イ 次に、選定委員会や調査委員会においては、「誓約書」を各委員から徴求しているが、誓約書は、「わたくしは、藤井寺市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則第3条第3項に規定されている教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者ではないことを誓約します。」と比較的簡素なものである。

提出者の自覚を促すためにも、今後は、利害関係が無いことの誓約に加え、例えば、元文科初第1807号通知の内容を理解していることを前提に「教科用図書採択の公正性や透明性に疑念を生じさせることのないよう適切に行動します。」などと、公正性・透明性確保の必要性についての意識を明確にして宣誓させるなど表現を工夫することが考えられる。

ウ 別途、教育委員へのサポートも必要である。教科用図書採択の手続きは、最終的に教育委員会会議において決せられるわけであるから、教育委員が教科書会社関係者からの直接ないし間接の働きかけの対象となる可能性は常にある。

教育委員は教育行政の専門家とは限らず、教育委員としての日ごろの心構えや様々な働きかけへの対処法について初めから熟知しているわけでもない。藤井寺市教育委員会事務局が、積極的に教育委員の職責やあるべき姿勢や考え方を示し、サポートすることによって、教育委員の職責の理解が深まり、かつ、適切な対処へとつながる。そして、そうした教育委員会事務局のサポートがあつてこそ、教育委員が安心して職務に専念することも可能となろう。

例えば、教育委員が就任する際に、教育委員の職責や心構えを説明する資料を作成し手渡したり³、定期的に（定例教育委員会会議の前後などの機会に）、教育委員の日ごろの活動における懸念事項等を教育委員会事務局が聴取し、教育委員会事務局としての考え方や対処法を示し、教育委員に還元するなどの取組みが考えられる。

このように、教育委員会事務局による教育委員に対する丁寧なサポート、研修等による意識啓発を行うことが必要である。

3 記録の保存

(1) 意思決定過程の記録化の必要性

教育委員会の会議は公開が原則である（地教行法14条7項）。これは、教育委員会

³ 文部科学省は「新たに教育長・教育委員になられた皆様へ」と題する文書を公開しており、教育長や教育員の服務規律などを紹介している。利害関係者への対処法などに言及するものではないが、このような文書を参考に、本事件を教訓として、藤井寺市教育委員会独自の資料を作成することを検討すべきである。

(https://www.mext.go.jp/a_menu/chihou/_icsFiles/afieldfile/2019/04/25/1402350_001.pdf)

が地域住民に積極的に情報を提供し、説明責任を果たすとともに、地域住民の教育行政に関する理解と協力を得るためであるが、藤井寺市においては、教育委員会会議は公開され、議事録の作成及び公表が行われている。

他方で、教科用図書採択手続きにおいては、臨時教育委員会会議に先立つ、教科用図書選定委員会及び教育委員会学習会が実質的な議論の場として機能しており、実質的な審議が教育委員会会議以外の場においても行われているという実態がある。

しかし、選定委員会及び教育委員会学習会のいずれにおいても、会議ないし学習会の議事録、意見聴き取りメモ、録音その他、議論状況をうかがえる客観的な記録は残っていないかった。それゆえ、本委員会においても検証ができなかった。

(2) 今後の対策

選定委員会については議事録を作成のうえ、事後の検証が可能となるように、審議状況を記録化すべきであるし、そうした透明性を確保する取組みが不正を排除し、公正性を担保することにもつながる。

また、学習会においても、教育長や教育委員から挙げられた意見を書き留めた記録が存在していたはずであるし、そうした記録を公文書として、適切に保存するなどし、事後の検証をより容易にし、公正性を確保できる仕組みを構築すべきである。

4 リスク顕在化を防止するための仕組み

(1) リスク顕在化防止の必要性

教科用図書採択手続きへの関与者あるいは関与可能性のある者は、教科書会社による営業活動の対象となり、適切な対処をせず対応を見誤れば、教科用図書採択手続きの公正性、透明性が害され、ひいては教育行政への信頼失墜につながるという重大なリスクが潜んでいる。他方で、営業活動を受ける機会は、採択期間中であるかどうかを問わず、存在するわけであるから、内部統制⁴の観点からも、日ごろの対応も含め、そのような重大リスクが顕在化しないよう着実に取り組むことが求められる。

(2) 教科書会社との関係を規律する指針策定その他検討

そのためには、藤井寺市教育委員会として、教科書会社との関係を規律する基本的な指針を策定し示すべきである。

指針策定にあたっては、少なくとも以下の点は、教育委員会として実態を把握したうえで、考え方を明確にすべきと考える。

⁴ 地方公共団体における内部統制とは、基本的に①業務の効率的かつ効果的な遂行、②財務報告等の信頼性の確保、③業務に関わる法令等の遵守、④資産の保全の4つの目的が達成されないリスクを一定の水準以下に抑えることを確保するために、業務に組み込まれ、組織内の全ての者によって遂行されるプロセスをいい、①統制環境、②リスクの評価と対応、③統制活動、④情報と伝達、⑤モニタリング（監視活動）及び⑥ICT（情報通信技術）への対応の6つの基本的要素から構成される（総務省「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施のガイドライン」（平成31年3月）参照）。

ア 採択手続き期間中の接触について

採択関係者（教育長、教育委員、選定委員、調査員、教育委員会事務局。以下同じ。）は、採択手続き期間中、教科書会社社員とは、面談、電話、メール等の方法や直接間接とを問わず、一切接触しないと宣言することを検討すべきである。

教科書発行者行動規範（一般社団法人教科書協会、平成28年9月9日制定、最終令和3年12月7日改訂）は、採択勧誘のための過度な営業活動は禁じるものの、教科書会社が採択手続き期間中に、学校を訪問し教員に対して教科書見本を開示の上、その内容を説明したり、採択手続き期間中、内容説明資料等を配布することまでは禁じてはいない（同規範Ⅱ各論＜許容される行為＞3項、4項）。

しかし、藤井寺市の場合、市立中学校が3校、市立小学校が7校にとどまる。中学校教科用図書採択手続きに関与する調査員はおおむね2～3名程度であって、仮に、教科書会社社員の中学校への訪問営業行為を許容すれば、その当該中学校には採択関係者がほぼ確実に在籍していることになる。そのような藤井寺市の規模や調査体制を踏まえると、採択手続き期間中に教科書採択関係者が特定の教科書会社社員と接触することは、その内容の如何に関わらず、採択手続きの公正性に疑問を生じさせかねないものといえる。

したがって、藤井寺市においては、採択手続き期間中、教科書会社と採択関係者の接触を一律に禁じることを検討すべきである。

そして、藤井寺市教育委員会は、その点を明確に宣言し、内外に発信すべきである。

イ 採択手続き期間外の接触について

採択手続き期間外の教科書会社社員と採択関係者の個々の接触については、さらに検討が必要である。特に、選定委員会委員や調査員は、採択手続きの都度、任命されるものであるから、採択手続き期間外はその地位にない。また、現場教員については、日頃、教科書会社と接触の機会があり、教科書会社から副教材等の授業用教材その他有益情報の提供を受ける一つのチャンネルとなっている実態もうかがえた。こうした実態は、教科書会社との接触を許容する方向の事情ではあるものの、他方、本調査において、そのような実態を踏まえてもなお、教科書会社社員と教員が個別に接触する必要性は乏しいとの意見も聞かれた。

今後、藤井寺市教育委員会は、採択手続き期間外の平時のあり方について、教科書会社と採択関係者及びその可能性となる者との接触の必要性について更なる実態把握を行ったうえで、そのルールを整備すべきである。例えば、以下の点について、検討が必要である。

(ア) 教科書会社の学校敷地内への立入について

現状、教科書会社社員が藤井寺市立小中学校敷地内に立ち入り、営業活動を行うことについて制限はない。

しかし、今後、教科書会社社員との接触の必要性がない、あるいは乏しいと判断できる場合には、例えば、教科書会社による藤井寺市立学校敷地内への立入を一切禁止することが考えられる。

仮に、一定、教科書会社社員の立入の必要性が認められるとしても、教育委員会事務局がその実態を把握できるよう、立ち入る際には、立入日時、滞在予定時間、目的、面談相手氏名等を記録化し、その実態を「見える化」することが考えられる。

また、面談を実施する場合には、その対応者を限定したり（例えば、校長や教頭に限るなど）、面談場所を特定するなどして、統一的に対応できるようルールを整備すべきである。

(イ) 情報・意見交換の場の設定

仮に、教科書会社と採択関係者との間で、何らかの情報や意見交換を行う必要があると認められる場合には、教育委員会事務局として、公の場を設定する（研究授業の場の設定など）などして、その接触をよりオープンにし、また、その具体的接触内容を記録化することにより「見える化」することを検討すべきである。

(3) リスク関連情報と伝達

教科用図書採択手続きにおける法令遵守、公正性や透明性を害するリスクを排除するためには、そのリスク関連情報が適時に適切に、教育委員会事務局に伝達されることが有用である。すなわち、上記のとおり、法令遵守等の意識改革を進めることと併せて、法令違反等のおそれのある事情に関する情報が、適時かつ適切に教育委員会事務局に伝達されるならば、リスク顕在化の影響を低くしたり、リスク顕在化を防ぐために役立つ。

本件発覚に至るまでに、B4と教科書会社社員とが職場外で飲食やゴルフを共にしていることを知り、かつ、それに対し違和感なり疑問を抱いた者がいなかったわけではない。そうした疑問の声を、もし教育委員会事務局が早期に把握していれば、例えば、B4に事情を聴取のうえ、教科用図書採択手続きにて、選定委員に選任しない等適切な対処を行うこと等により、最悪の事態を回避できたはずであるが、そうした声が適時、適切に届けられることはなかった。

そこで、法令違反等やそのおそれのある事象に関する情報につき、内部及び外部からの通報制度を整備、機能させることが重要である。藤井寺市は公益通報者保護法に基づく対応窓口（外部からの通報・相談窓口として協働人権課 広聴ふれあい担当が担うとされている⁵⁾）のほか、内部通報についても「藤井寺市内部公益通報に関する要綱」を定め、通報窓口（原則として、政策企画部人事課を窓口とする）を整備している。こうした通報窓口の存在についても、上記意識改革の取組みを通じて、各採択関係者

⁵⁾ 藤井寺市ホームページ「外部公益通報」

(<https://www.city.fujiidera.lg.jp/soshiki/shiminseikatsu/kyoudoujinken/sodan/1495609993905.html>)

に対し周知すべきである。

第8 最後に（信頼される教科用図書採択手続きとするために）

- 1 本事件の発覚により、藤井寺市教育委員会は、内外の信頼を大きく損なうこととなった。まず、教育委員会そのものへの市民、ことに教科用図書を使う児童・生徒、その保護者の信頼が大きく損なわれた。教育委員のうち2名が、特定の教科書会社の従業員と接触し、その会社から得た情報に基づく発言を採択審議の場で行い、その結果、教科用図書の採択過程が大きく歪められたことは、深刻かつ重大な問題である。

さらに、教科用図書を使用する生徒やその保護者の信頼が大きく損なわれたという問題のみならず、今回の教科用図書採択手続きにおいて調査員を務めた現場教員からは戸惑いや憤りの声も聞かれるところである。上記のとおり、教育委員への大日本図書の接触が採択に影響したと認定された数学以外の種目においても、調査員の評価と教育委員会での採択の結果が齟齬するものが少なからず見られ、その結果のみを捉えたと、不可解な逆転現象が生じたとの印象を与えかねないものとなっており、調査員のモチベーション低下や採択手続きの関与者間の相互不信が、教科用図書採択手続の全体を覆い、藤井寺市の教科書採択手続全体へ不信の懸念すらある。

以上の教育委員の行動、調査員のモチベーション低下や手続き関与者の相互不信は、本件をきっかけに顕在化したものであることは勿論であるが、根源的には、教科書採択手続におけるそれぞれの役割についての無自覚や誤解に根差していると考えられる。そこで、今一度、教科用図書選定手続における各関与者の適切な役割を積極的に位置づけることが、今後の教科用図書採択手続きの公正性や透明性を確保し、その内容を実のあるものとするためにも有用であると考えられる。

- 2 上記のとおり、藤井寺市における教科用図書採択手続きは、時系列で見れば、教育委員会から選定委員会への諮問に始まり、調査員による調査、選定委員会における審議、答申、教育委員会における審議、採択、という三段階の調査審議を経ている。しかしながら、この三段階の調査・審議は、絞込みという機能をしているということは否定できないが、本来は、それぞれやや異なる視点からの調査・審議が行われることが期待されている。それぞれの役割は一義的ではないが、以下のように整理できると思われる。
- 3 調査員について、元文科初第1807号通知によれば、調査員等の要件として「教科書の調査研究については、必要な専門性を有し、公正・公平に教科書の調査研究を行うことができる」者とされ、藤井寺市運営要領によっても、調査員は「管内小中学校の校長、教頭及び教諭のうち、該当教科について優れた専門的知識を有する者」とされている。実際の運用では、現場の教諭が任命されることからすれば、教えられる側及び教える側という教科書を使う立場の視点から、公正・公平に教科書を評価する役割を担っているものである。

これに対して、選定委員会は、教育委員会事務局の外、管内の校長、教頭といった相

当の経験を有する教育の専門家と、さらには、保護者が選任されていることからすれば、選定委員会が行う調査・審議の視点は、現在の教育現場から少し離れた大きな視野、あるいは、経験に裏打ちされた長期的視野に基づくもの、さらには、保護者の視点といったものが期待されていると考えられる。そのような視点で調査・審議を行うことが選定委員会の役割ということになる。

そして、教育委員会は、言うまでもなく、教科書採択の決定権者である。教育委員会の意義としては、教育の、① 政治的中立性の確保、② 継続性、安定性の確保、③ 地域住民の意向の反映、とされ、その特性として、① 首長からの独立性、② 合議制、③ 住民による意思決定（レイマンコントロール）が挙げられる。⁶

教科書採択においても、教育委員会は、その特性を活かして、① 政治的中立性の確保、② 継続性、安定性の確保、③ 地域住民の意向の反映という視点から、教科書を採択する役割を担っているものと言える。そして、採択の俎上に上がるのは、それぞれやや異なる角度からのチェックを経た候補であり、その中から、教育委員は上記の視点から自らの責任で藤井寺市の児童・生徒に相応しいものを採択すれば良いのである。調査員が調査にあたって評定をしているが、それは教育の専門的立場からの調査員の視点であり、教育委員はこれに拘束される必要はない（元文科初第1807号通知2、（2））。

前述の2名の教育委員は、特定の教科書会社からの資料提供等に影響を受けた発言を行い、採択行動を行ったが、これは、その教科書会社が提示した借り物の視点に立ったものに過ぎない。本来教育委員会に与えられた役割を十分に認識すれば、かかる行動には出なかったはずである。この事実は、自律的にも他律的にも、役割を正確に認識することの重要性を物語っている。

- 4 以上のとおり、それぞれの役割、ひいては、藤井寺市が定めた、教育委員会による採択に向けた、調査員による調査研究、選定委員会による答申という採択手続全体が有する意義を理解することにより、相互不信を払拭し、透明性が確保された公正・中立な手続きを実現し、児童・生徒の為にによりよい教科書を採択していただきたいと切に願う次第である。

⁶ 文部科学省ホームページ「教育委員会制度について」参照
(https://www.mext.go.jp/a_menu/chihou/05071301.htm)